

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

1 日時

令和5年7月5日（水曜日）

午前10時1分開会、午前11時50分散会

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、  
上原康樹委員、工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

三浦担当書記、及川担当書記、菅原併任書記、安達併任書記、下田併任書記

6 説明のため出席した者

藤代農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、  
工藤林務担当技監兼全国植樹祭推進室長、大坊競馬改革推進室長、  
嵯峨参事兼林業振興課総括課長、今泉農村整備担当技監心得兼農村計画課総括課長、  
森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、臼井農林水産企画室管理課長、  
金野団体指導課総括課長、似内流通課総括課長、和泉流通課流通企画・県産米課長、  
佐々木農業振興課総括課長、竹澤農業普及技術課総括課長、  
長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、東梅農村建設課総括課長、  
中村農産園芸課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、村上畜産課総括課長、  
高橋畜産課振興・衛生課長、砂子田森林整備課総括課長、田村森林保全課総括課長、  
太田水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、佐藤漁港課漁港課長、  
柏葉全国植樹祭推進室企画総務課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案の審査

議案第16号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ  
とに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○川村伸浩委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、本日は高橋農林水産企画室企画課長は所用のため欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第16号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**白井管理課長** 議案第16号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の19ページをお開き願います。なお、内容につきましては、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。1の提案の趣旨ですが、令和5年4月13日、滝沢市菓子地内で、岩手県農業研究センター畜産研究所の牧草地に存する立木の枝が折れ、隣接する土地に駐車中の自動車に落下したことにより当該車両が破損したため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

2の損害賠償及び和解の相手方は、〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏で、3の損害賠償の額は8万6,906円です。

4の和解の内容ですが、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものです。

事故の状況についてですが、お手元の資料2ページの①、②及び3ページの③の写真のとおり、岩手県農業研究センター畜産研究所が管理する防風林の枝が折れ、隣接する滝沢市立滝沢第二中学校の敷地内に駐車中の自動車に落下したことにより、④の写真のとおり車両の屋根の端の部分が約7センチメートルにわたってへこんだものです。

今後枝が落下して自動車等に損害を与えることのないよう、滝沢第二中学校と連携しながら防風林付近の敷地の利用方法等について調整していきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**川村伸浩委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**郷右近浩委員** これは、常々気になっていたのですが、この現場だけの話ではなくて、さまざまな施設に防風林や植栽があります。木の年数が経過していく中で、枯れ枝などが落ちている風景は、日常的に見ています。上から何か落ちてくる危険性を感じたところもありました。それをきちんと管理するのは大変だと思います。できることとして駐車場の位置取りと木が植えてあるところとの距離などを配慮する等しかないのかと考えていました。今回、まさに木が落ちてくる場所でこのようなことが起きたわけです。先ほど管理を中学校でもやるという話でしたけれども、そうしたような根本的な対策を考えたほうがいいのではないかと思うのですが、その管理体制等含めてもうすこし詳しく考え方を教えて

ください。

○**白井管理課長** 今回枝が落下した立木ですが、岩手県農業研究センター畜産研究所が管理しておりました。これまで当該防風林で立木の枯死や、強風による枝の落下は発生していなかったものですから、剪定や枝払い等は当分の間不要と考えておりました。

それから、滝沢第二中学校で職員駐車場として利用していましたが、特に注意喚起を行っていませんでした。

ただ、今回こういった事例が発生いたしましたので、滝沢第二中学校では立木から離れた場所に自家用車を駐車するよう注意喚起を行っていただいております。委員がおっしゃったような利用方法のあり方や、剪定、枝払いなどそういった管理を総合的に考えながら、被害が起これないように土地を管理していくことで考えております。

○**郷右近浩委員** わかりました。ありがとうございます。これは県下全域、至るところで起こり得ると思うので、今後、点検の際に意を用いていただくような形で進めていただければいいと思います。終わります。

○**川村伸浩委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について発言を求められておりますので、これを許します。

○**長谷川農業革新支援課長** お手元に配付しております主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明いたします。

まず、1の(1)、これまでの気象経過についてであります。4月は、高温傾向で日照時間も多く経過しましたが、25日に県内で強い降霜が見られました。

5月は、第2半旬に県北・山沿いを中心に雪が降ったところがありましたが、ほかの期間は平年並みから高く経過しました。

6月は、気温が平年並みから高く推移しました。6月11日ごろに梅雨入りした以降、降水量は第5半旬を除いて平年を上回って経過しました。

ごらんいただいているグラフは盛岡市のデータですが、県内各地とも同様の傾向です。

(2)の7月からの3カ月予報では、気温、降水量ともほぼ平年並みの見込みと発表されております。

次に、2の生育状況と今後の技術対策です。まず、水稻についてです。表にありますとおり、6月末現在の県内の水稻の生育状況につきましては、草丈、茎数、葉数ともに平年を上回っており、生育は順調に経過しています。

2ページ目に進みまして、今後の技術対策ですが、7月中下旬の穂や花粉が作られる時期に低温が予想される場合は、深水管理を行うほか、圃場をよく観察し、葉いもちの発生が確認された場合は速やかに薬剤散布を行うなどカメムシ類による被害を防ぐための畦畔等の草刈りを地域一斉に行うよう指導しているところです。

次に、(2)の麦・大豆ですが、小麦の登熟は平年より早まり、刈取りは県中南部を皮切りに6月下旬からスタートしております。

また、大豆は播種が雨によりややおくれぎみですが、播種済みの大豆は芽の出そろいや初期生育ともに良好です。

今後の技術対策としましては、小麦は倒伏しているところとしていないところとの刈分けの実施や天候を見ながら刈取りを急ぐとともに、適正な乾燥・調製を実施すること。

大豆については、除草と倒伏防止を兼ねた中耕・培土の実施を指導しております。

次に、(3)の野菜ですが、トマト、キュウリ、ピーマンなどの果菜類は、施設栽培・露地栽培ともに生育はおおむね順調です。また、ネギ、キャベツ、雨よけハウレンソウなどの葉菜類の生育についても、おおむね順調です。

5月上旬には岩手町や一戸町のスイートコーンやアスパラガスなどに霜による被害があったことから、病害防除のための殺菌剤の散布や植え直しなど事後対策を指導し、その後の生育は順調です。

今後の技術対策ですが、梅雨の長雨に備え排水対策を再確認するとともに、降雨後の殺菌剤散布や生育に応じた栽培管理により、適正な株の成長を維持するよう呼びかけております。

次に、(4)の果樹ですが、リンゴの開花は平年に比べて2週間ほど早く、果実肥大は平年よりも進んでおります。4月下旬の凍霜害の影響により、一部の圃場では果実の奇形やさび症状が散見されており、被害の大きい園地では着果数の不足も見られております。

ブドウの生育は平年より早く、生育は順調ですが、一部の園地では降霜により枝や花の枯死が確認されております。

果樹の今後の技術対策ですが、良質な果実を残して適正な着果数とするように仕上げ摘果を行うよう指導を行っております。また、4月の凍霜害により着果不足となった園地では、できるだけ良質な果実を残すよう指導しております。

ブドウについては、結実を確認した上、房づくりを適正に進めるよう指導しているところです。

3ページ目に進みまして、(5)の花弁ですが、リンドウの生育は平年よりやや進んでお

り、極わせ品種は県南部において5月下旬から出荷が始まっております。

小菊も、おおむね平年並みの生育となっております。

5月に県北部のリンドウなどに雪による折れや曲がりが発生しましたが、通路への水やりにより草丈を伸ばしたり、フラワーネットを上げることで曲がりを防ぐなどの事後対策を行っております。

今後の技術対策としましては、梅雨の長雨に備え、排水対策を徹底するよう指導しております。

なお、野菜、果樹、花卉の園芸品目全般にわたり、県の病虫害発生予察情報に基づき、適期に防除を行うよう指導してまいります。

最後に、飼料作物ですが、5月下旬に収穫された牧草の収量は、内陸中北部では平年よりもやや少なく、その他地域ではおおむね平年並みとなっております。

飼料用トウモロコシは、平年並みの5月下旬に播種が終了しており、生育は平年並みから良好となっております。

今後の技術対策としましては、牧草は収穫後の施肥を確実に行うとともに、収穫後40から50日ころを目安に適期に二番草を収穫すること。

飼料用トウモロコシで熊やイノシシの被害が例年確認されている圃場では、食害を防ぐため、7月下旬までに電気柵を設置するよう指導しております。

以上で報告を終わります。

○川村伸浩委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○伊藤勢至委員 漁業取締船配置の問題について過去に何回か質問してきましたが、その後どのような検討がされて、どのような対応をされているのか、現時点の状況をお伺いしたいと思います。

○太田漁業調整課長 漁業取締船の配置についてですが、本県では震災後、度々アワビの大量密漁事件が発生しておりまして、監視取締り体制の維持・強化が重要です。

漁業取締船の運航拠点につきましては、専用岸壁や専用の給電・給水施設が必要であることに加えまして、法令上航海士や機関士、通信士など専門の資格を持つ職員が一定数以上乗船する必要がありまして、非常時や緊急時の職員の補完体制は必須であることから、現在は釜石市に2隻を配置し、全県海域を監視する体制にしております。

漁業取締船の分散配置は、施設の整備や職員体制の確保等、これらの課題を中長期的に検討、解決する必要があります。

現行におきましては、岩手県警察や海上保安部、漁業協同組合協等の関係組織と連携しながら、隙のない最適な監視、取締り体制を整えて対応していくことにしております。

今年度におきましては、アワビ等密漁撲滅連絡会議を4年ぶりに開催しまして、本県、青森県、宮城県の3県の連携、海上保安部等関係組織との協力体制を強化することで、引き続き巧妙化する密漁に対応できる体制の構築に努めていくことにしております。

○伊藤勢至委員 本県沿岸は、水産漁業が全く元気がない状況が続いております。これは、

本来来ておりました魚種が回帰してこないところにあるのかもしれませんが。一方ではサバですとか、あるいは対応ができておりませんが、マグロがこのごろ近海に寄ってきてサケの定置網に入ります。これを水揚げできない状況ですが、そういったことを変えていくことによって沿岸漁業者の収入アップにつながるのではないかと期待をしている面もございます。

そういった中で、本県の海岸線は陸前高田市から久慈市まで 300 キロメートルという中で釜石市に 2 隻の取締船が配備になっていることは、北の警備が薄くなります。素人でもわかります。特に過去の密漁問題を見ますと、青森県境あるいは宮城県境、そういったところが非常に危ないと思っております。それは密漁したアワビ等をさばく場合に、宮城県境の場合は仙台市が近いこと、それから青森県境の場合は八戸港あるいは青森港が近いこと、さばきの状況によって狙う場所が定まってくると思っております。この北の海を警備するに当たり、釜石市から、さあ、情報が入った、行け、では、遅過ぎると思うのです。

法的な問題などいろいろあるようではございますけれども、漁業者の収入を確保することが大前提の取締船です。説明がしゃくし定規で何ら進歩がないと思えます。もう一度答弁をお願いいたします。

**○太田漁業調整課長** 県では、県北地域の密漁に対する監視、取締りを強化するために、平成 17 年以降、ウニ、アワビの漁期に合わせて漁業取締事務所久慈臨時事務所を開設して、漁業取締船による海上取締りのほか、岩手県警察等との連携による陸上での内偵捜査なども実施しております。

令和 5 年度はこの臨時の事務所を 7 月 10 日に開設する予定で、引き続き地域的に隙のない監視、取締りを継続していくことにしております。

**○伊藤勢至委員** 臨時の対応ということではございますけれども、基本的になぜ釜石市に 2 隻の漁業取締船が配備になっているのですか。もっと簡単に漁業者が、ああ、そうかとわかるような御説明をもう一度お願いします。

**○太田漁業調整課長** 漁業取締船の業務としましては、沿岸での密漁監視のほかに、沖合での違法操業等の取締りも行っております。このような広い海域に非常時、緊急時に対応するための職員等の補完体制も考えますと、釜石市に 2 隻が適切ではないかと考えております。

**○伊藤勢至委員** いや、それは少し沿岸地域の言葉で言うカタコトな説明です。これ以上踏み込んだ発言ができないのかもしれませんが、沿岸漁業者がいかに所得減少にあえいでいるかを第一に考えれば、漁業者を助けることが先に来なくてはならないと思うのです。これからアワビ、ウニの水揚げ、開口が始まってくるわけではございますけれども、今のところアワビも、ウニも数量的にはありそうだという報告がありますが、ベース的にはワカメ養殖が生活を支えているというか、収入を支えている状況なのです。ですから、本来の三陸沿岸の海の幸といった場合に、一番先に挙げられるアワビ、そしてウニ、これを守っていくことがまずは大事だと思います。

そういった中で、取締船は通報はできるけれども、逮捕権がないのです。警察でなければ逮捕ができません。しかも現行犯でなければ逮捕ができません。昔は100馬力の船外機を2台つけた船を持ってきて、取締船が追いかけても追いつかないという状況があったわけですが、今の岩鷲、はやちねとも四十五、六ノットですか、陸上のスピードでいうと時速80キロメートルから90キロメートルぐらいです。これらを上回るような船はなかなかないでしょう。逮捕権がない取締船ですから、取締船が来たことを知らしめるほうが先だと思うのです。強力なスピーカーもついているわけですから、今までのやり方を変えて、思い切って軍艦マーチを流して、取締船が来たぞ、ほら逃げろ、とやったほうが効果的だと思うのです。軍艦マーチを知らない人が多いかもしれないので、今風の曲でも何でもいいです。さんさ踊りのテーマでもいいでしょう。そういった抑止力効果も考えていかなければいけないと思うのです。そういうことで漁業者を優先に考えていただきたいと思います。

それから1点、通告しておりませんでしたけれども、毛ガニについてです。宮古市は毛ガニまつりなどをやっておりますが、このごろ漁獲量が微減でしょうか、減りつつあると思っています。そして、この毛ガニは函館市と、あるいは青森県の辺りでとれる毛ガニと少し種類が違うようで、宮古市辺りでとれるものは少し粒が小さいのですが、味はいいと思っています。

そこで、この毛ガニがどこで生まれて、どこでどのように成長してくるか、そういうことを調査したことがないのではないかと考えております。今後の対策などにつながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 毛ガニの漁獲についてですが、うろ覚えで申しわけございません、資料が手元にないのですが、毛ガニは岩手県内で漁獲されておりますが、本県沖で再生産はされておらず、北海道沖で再生産されているものが資源として流れてきているものを利用していると記憶しております。

○伊藤勢至委員 カニにメイドイン函館市とか青森県と書いてあるわけではないので、そこら辺は調べなければわからないと思います。漁獲量の微減が続いているということは、あるときがくっと減りかねないと思いますので、調査研究して、これ以上漁業者の所得が落ちることがないように、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○藤代農林水産部長 毛ガニにつきましては、県水産技術センター等とよく協議しながら、どういった調査が可能か検討していきたいと思っておりますし、生産者の皆さんの所得を向上させていくことは農林水産部の最大のミッションとして取り組んでおります。先ほど漁業取締船の話もございました。来週月曜日、漁業取締事務所の臨時事務所を開設することにしております。伊藤勢至委員が御指摘の漁業取締船の配置を釜石市と久慈市にというお話は抑止力強化という意味で大変大事な視点だと思っております。

一方で、ハードの面である電気設備あるいは給水設備、これらは何らかの解決方策を見いだせるとは思いますが、一番ネックになっているのは職員のことです。現在1隻に6名

の職員が配置されていますが、それぞれ航海士、機関士、通信士と特殊な資格を持った6名が配置されております。この職員は最低でも5名いないと船が運航できない状況になっておりますので、職員に何かトラブルがあったときにどう補完するのか、釜石市と久慈市にいた際に、うまく補完して速やかに現場に行けるかも含めて考えたいと思いますし、また常時は難しいかもしれませんが、臨時事務所と同じように、臨時的に久慈市に取締船を配置して抑止力効果につながるような対応について引き続き検討し、生産者の皆さんの安心感につながる、あるいは所得向上につながる形で取り組んでいければと思っております。

○**伊藤勢至委員** 今私たちがしている議論は、古い議論になってくるのだと思います。これからはドローンで海上も監視をしていく形になるかもしれません。そうすると、岩鷲、はやちねをつくるお金の20分の1ぐらいで体制が組めるかもしれません。ぜひ今後の検討課題としながら、効果的な取締りをして、漁業者の所得を上げるように努力をしていただきたいとお願いして、終わります。

○**工藤勝子委員** 私にとりましては、もう最後の委員会になりますので、何点か質問させていただきたいと思っております。

先ほど作柄の説明がありましたけれども、お米の生育も順調に進んでいるようでして、ことしも何かあっても多分平年並み、または豊作になるのだらうと思っておりました。

令和4年産米の販売状況についてお聞きしたいと思っております。新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありませんけれども、ある程度落ち着いて、飲食店の人も動き出しておりますし、また海外の人たちも結構来ていると思われました。

そういう中において、販売目標があっただらうと思えますけれども、この令和4年産のお米の販売状況について、まずお聞きいたします。

○**和泉流通企画・県産米課長** 令和4年県産米の販売の状況についてですが、県としては生産された米は全て消費されることを目標としております。国が公表した令和4年産米の契約販売状況によりますと、岩手県の令和5年5月末現在の令和4年産米の集荷収量は約11万3,000トンで、このうち販売契約数量の割合は95%で、約10万8,000トン、このうち既に販売された割合は約43%で、約4万8,000トンとなっております。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。去年はコロナ禍でもっと大変だったはずですが、前年に比べていかがですか。

○**和泉流通企画・県産米課長** 令和4年産米の令和5年5月末現在の販売契約数量の割合は95%、販売実績の割合は43%となっております。これらの割合を令和3年産米の令和4年5月末現在の数字と比較いたしますと、販売契約数量の割合で3ポイント、販売実績の割合で6ポイント高くなっております。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。ということは、トップセールスの効果は着実にあらわれているという評価でよろしいでしょうか。

○**和泉流通企画・県産米課長** 販売PRの効果についてですが、県ではいわてのお米ブラ

ンド化生産販売戦略に基づいて県産米の知名度や評価を高めていくため、これまで新米キャンペーン等の取り組みを行ってきております。

今年度は、4月29日の銀河のしずくの日から5月29日の金色の風の日までをいわて純情米消費拡大月間と定めまして、各種のキャンペーンなどPR活動を実施しております。

その結果、この期間における全農いわての県内出荷実績が、昨年の同時期より約2割増加するなど、県産米全体の消費拡大につながっております。

○**工藤勝子委員** 銘柄別の状況はどうですか。例えば銀河のしずくが伸びているのか、金色の風、岩手県のひとめぼれ、あきたこまちはどうなのでしょう。その辺までわかりますでしょうか。

○**和泉流通企画・県産米課長** 銘柄別の状況について令和4年産米の販売の状況ですけれども、ひとめぼれにつきましては現在3万7,000トン程度、あきたこまちについては3,000トン、銀河のしずくについては4,000トンが売れている状況です。

○**照井農政担当技監** 県産米それぞれの品種ごとの販売状況ですが、手持ちにありますのは全農の調査ですけれども、ひとめぼれは契約率100%です。販売割合が43%、それから銀河のしずくは契約率が99.3%で販売割合が50%、それから金色の風は契約率がほぼ100%で販売割合が75%です。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。やはり今後もいかに情報発信、PRをしていくかが大事だと思っておりますけれども、あと3カ月もすると新米が出てくる時期になってきます。それに向けての今後のPRの方法、情報発信についてお知らせいただきたいと思っております。

○**和泉流通企画・県産米課長** 今後の販売についてですけれども、一層の販売強化に向けては、首都圏などにおける知名度の向上とコロナ禍後の需要の変化に的確に対応していくことが重要だと考えております。このため、県産米の販売を担う事業者等と連携を密にし、大手量販店等での試食を含めた販売、PR、米穀専門店卸売事業者等の訪問などを考えております。

また、あすから首都圏では大手量販店で県産米フェアを行っていただくことになっておりますし、今年度も新米の時期についてはトップセールスを実施するなどしてしっかりとPRしてまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。おいしいお米がとれているわけですから、やはり他県に負けないPRをしっかりとやっていかなければなりません。県独自として米を販売するわけではないですけれども、情報発信をするのが県の役割ではないかと思っております。ぜひもう少しお金をかけてPRをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

在庫米の状況、そして、今電気料が高くなって倉庫の電気料などの管理費がかかっているはずですが。2年ほど前でしたが、新型コロナウイルス感染症が発生したとき、遠野市の倉庫はお米が満杯状態だという情報がありました。いまだに在庫米として残っているのか、

残っている在庫米を今後どう処分しようとしているのかその辺のところがありましたら、お願いしたいと思います。

○和泉流通企画・県産米課長 在庫米の状況と管理費についてです。まず、国が公表しております米に関するマンスリーレポートによりますと、令和5年4月末現在の全国の民間在庫は約219万トンで、前年同月と比べ約19万トンの減となっております。

また、岩手県の民間在庫につきましては約10万5,000トンで、前年度同月と比べ1万7,000トンの減となっております。在庫の内訳は、令和3年産米が約1万2,000トン、令和4年産米が約9万2,000トンとなっております。民間在庫は減少傾向で推移してきております。また、令和2年産米につきましては、在庫がない状況だと聞いております。

在庫保有に伴う管理費についてですけれども、電気料金の高騰等の影響があるものの、事業者からは民間在庫は減少傾向にあり、また米の保管経費を補助する国の事業も活用しながら物価高騰の影響を緩和するよう努めていると聞いております。

○工藤勝子委員 農産物等の輸出拡大についてお米がどのくらい海外に出されているのか、お聞きします。

○似内流通課総括課長 お米の輸出の状況についてです。令和3年、2021年の状況によりますと、農産物で23億円余出ておりますが、米はそのうち2億5,400万円余の輸出量となっております。

○工藤勝子委員 県として、それを多いと思っておりますか、少ないと思っておりますか。どのように捉えていますでしょうか。

○似内流通課総括課長 米の輸出目標、戦略ということで、岩手県ではいわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプランにおきまして、2022年、令和4年度の輸出の目標額を、米、リンゴ、牛肉等を含めまして36億円にしております。県でこれまでアジアや北米地域をターゲットに米を初めとしまして取り組みを進めてきたところでした。順調に米は伸びてきていると考えております。

数量でいいますと令和元年度が606トン、令和2年度が618トン、令和3年度が737トンで、着実に右肩上がり輸出量が伸びております。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。昨年の12月に、知事もカナダに行ってきたわけですが、その後の取引ですか、輸出は順調にいつているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○似内流通課総括課長 工藤勝子委員から御紹介がございました、昨年12月に農業団体、商工団体とともに、オタワ、トロントなどカナダの主要4都市におきまして、在外公館等と連携して、レストラン関係者等に対して米、リンゴ、牛肉、日本酒などの魅力をPRするトップセールスを実施しました。

令和4年度のカナダへの輸出量で御説明させていただきますけれども、県内の関係機関、団体、企業等で構成しておりますいわて農林水産物国際流通促進協議会の構成員からの聞き取りによりますと、米が約104トン、これが令和3年度が3.6トンですので、約29倍増

加しております。牛肉が約8トンで、これが令和3年度と比べますと約3倍に増加するなど、取り扱い量は順調に伸びていると捉えております。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。日本人1人当たりの年間消費量は、50キログラムを切ってきているのではないかと思っております。本当に消費が国内では、伸びないです。では、どこでどうやって販売していくかといったら、やはり海外に目を向けて海外戦略もしっかり立てて、岩手県の農家、米農家の人たちを元気にしてほしいと思います。もう倉庫には米がないと、新米を入れるばかりだというぐらいになるPRをしていってほしいと思っております。

最後になりますけれども、畜産振興の件につきましては、この間の岩手県畜産議員クラブの中で畜産情勢の報告があって、いろいろ見させていただきました。

その中で、私が少し残念に思ったのは、目標値がないということです。いろいろなデータが出てきているのですけれども、では今後、3年後、5年後、10年後に向けて、岩手県の農業全体もそうですけれども、畜産も頭数を酪農でどのくらいに持っていきこうとしているのか、和牛繁殖で子牛販売をどこまで進めていくのかある程度の目標値を定めて、その目標値に向かって努力していく、農家の人たちと一体となってやることは非常に大事ではないかと思っております。報告の中になかったのです。ぜひそういうものもしっかり入れて畜産振興を図ってほしいと思います。何せ農業総所得の中で64%を占めているのは畜産です。その中でもブロイラーや鶏がずっと大きいわけですから。それは県北地域の振興にも大きく貢献しているのだと思います。農家にとって米は命で、生きていく糧でもありますし、やはり米が重要ですが、米の価格は下がっている中で畜産に追い越されているという部分もあります。私たちが若いときは農業は水稻プラスアルファ、アルファは野菜か畜産だったのです。今はデータ的に見ると逆に、畜産の売り上げのほうはずっと大きいわけですね。岩手県が今後農業で生きていくには、いかに畜産に力を入れていくか、次の担い手の人たちをどう育てていくかが鍵になってくるのではないかと考えております。ぜひその辺の目標値の定め方など、考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○**村上畜産課総括課長** 本県の酪農、肉用牛についての目標値ですけれども、令和3年の3月に岩手県の酪農・肉用牛近代化計画を立てております。平成30年を現状値として、乳牛は生乳生産量が21万4,000トン、それをしっかりと今後10年間で維持していくという目標値があります。ですから、令和12年の目標値としまして21万4,000トンというものを生乳生産量として維持していく目標値です。

肉用牛につきましては、頭数が平成30年度の現状値が8万8,000余ぐらいがありますけれども、これを大体10万4,000トンぐらいに引き上げていくという酪肉近代化計画で今後10年の目標値を定めております。

そういった目標値に対しまして、現在の担い手不足や今の飼養規模の構造につきましては、乳牛で50頭未満の戸数が大体8割あります。肉用牛でも20頭未満の頭数が全体の8

割になります。それから、中小規模の家族経営体が大部分を占めている経営構造になっております。

こうした中で、今の配合飼料や肥料の価格高騰もありますけれども、経営体が今後収益性の高い経営の実現をもって所得を確保して、酪農や肉用牛の生産を維持拡大していくことが重要だと考えております。

この間、県では、酪肉近代化計画にも記載しているとおり、まずは生産基盤の強化をしていくということで、牛舎や家畜導入等の支援をしていくことがまず1点目です。

二つ目としましては、生産性の向上で、まずは技術力、分娩間隔を短縮するなど、子牛の生産性を確保する指導をやっていくことと、専門家派遣による経営分析などの支援で経営力の強化をしていくことを県として取り組んでいくことにしております。

○**工藤勝子委員** 最後、通告していましたが、畜産振興には獣医師が非常に重要だと思っております。獣医師が非常に少ない状況といいますか、特に沿岸地域には獣医師がいないということが畜産農家の人たちの悩みの一つであり、畜産をやめる一つの原因にもなっているのだらうと思っております。共済事業ではなかなか難しいようですので、県としてしっかり獣医師を確保していただきたいと思いますが、獣医師の確保について藤代農林水産部長のお話を聞いて終わりたいと思います。

○**藤代農林水産部長** 本県の大きくは大家畜、牛等に対応する獣医師、あとは中小家畜、豚、鶏もありますけれども、そちらはどちらかというところと企業の経営ということで、何とか確保されているというところがありますが、牛を診る獣医師、産業動物獣医師といいますが、それをしっかり確保していくということは重要な課題だと考えております。

本県では、工藤勝子委員から話がありましたとおり、農業共済組合、それから開業獣医師という組み合わせで獣医療が提供できる体制を構築してきたところですが、若干国の農業共済制度の変更の中で、家畜診療所が独立採算だということで家畜共済の獣医がかなりおやめになられて廃業され、沿岸地域中心にかなり獣医師不足が心配されたところ。県としてはしっかり開業獣医師と連携しながら、獣医療が提供できるよう取り組んでおりますし、県でつくっている獣医師の修学資金については県職員のみならず農業共済組合の獣医師になった場合でも貸与可能な奨学金ですので、これを活用しながら、まずは大学生の獣医師をしっかり確保していきたいと思っております。

国内を見ますと、毎年獣医師は1,000人ほどが獣医師試験で合格します。半分が小動物に行きます。あとは10%が公務員、10%が今言いました産業動物に行くというような志向で学生が動いています。公務員あるいは産業動物の200人を47都道府県で取り合いするのではなくて、岩手県がしっかりアプローチして来ていただくというのもそのとおりですし、小動物志向の獣医師についても大動物の魅力などをインターンシップなどで発信しながら、獣医師を岩手県に来ていただけるように引き続き努力していきたいと考えているところで

○**郷右近浩委員** 先ほどの米については、私の地域管内のJA岩手ふるさとの米もアメリ

カ等へ輸出がさらにふえているということで、話はいろいろ現場から聞いていました。これまで取り組んできたものが形になって表れ始めており非常にいい傾向だと思えます。

きょうの説明等でありましたけれども、水稻などの生育状況はおおむね良好に推移しているということですが、現場ではこれまでは肥料、さらに今は農薬、機械等の燃料、さまざまな物価高騰がこれからどうなっていくのか、これから出来秋を迎えるに当たって、果たしてそれが価格にきちんと転嫁されるのか。このまま続けていけるのかといった不安がまだまだ根強くあります。県として、どのように対応していこうと考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○吉田水田農業課長 米の価格の関係ですが、ひとめぼれの令和4年産の米の相対取引価格は、前年産に比べて約1割程度高くなっておりますけれども、本年5月の農業生産資材の価格については3年前に比べて約2割上昇しているということで、非常に厳しい経営環境にあると認識しております。

県では、農業経営に及ぼす影響を緩和するために、国の事業の活用を積極的に進めるとともに、肥料の購入価格等の上昇分を支援してきたところですし、生産者の経営安定に向けて省力化、それから生産コストの低減が重要ということで、直播栽培側条施肥や有機物である鶏ふんの利用などいろいろな技術を進めてきたところです。これによって生産コストを下げるとともに、県産米の販売力の強化に向けまして、先ほど似内流通課総括課長から答弁がありました。首都圏の量販店と連携した販売促進キャンペーンや、輸出の拡大なども進めていきまして、県産米の一層の需要拡大を図り、生産者の所得が確保されるように積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○郷右近浩委員 米価格は、昨年1万3,000円で、これでいけるかどうかといったところでした。令和5年産米になると、このとおりのコストが2割ぐらい高くなっており、その分は価格転嫁になると、1万4,000円台というような価格をつけていかないと、生産者の意欲までそがれると思えます。国に求めるのとあわせて、県で何をどこまでできるのか、もう準備していく必要があります。これまでも現場に対していろいろな形で聞き取りをしていただいているので、その声を形にして、また来年も続けていただけるようにしっかり進めていただきたいと思います。この農林水産委員会が終わると、おそらく9月まで、発言する機会もありませんのでお話をさせていただきました。

また、本来、食料基地いわてということで、カロリーベースでいえばまさにそのとおりです。もちろん品目ベースでいうと、それぞれの自給率がどれだけになっているのかという部分はありますけれども、しかしながら、それぞれの品目の自給率を上げていって、今回のようなさまざまな外的な要因で物価高騰になっていくときに、岩手県においては良質なものを、しかも岩手県に住む人たちのいろいろな流通形態を考えれば割と安価に買える形は望ましいと思えますし、それが岩手県の魅力をつくるのだと思えます。

今回も霜の被害等に対して、野菜などの植え直しなどいろいろやられてきたのも現場で拝見させていただいてまいりました。農業者にしっかりと寄り添って、さまざまな指導や

その場、その場に対応していくことをこれからも続けていただきたいと思います。令和5年産米に対して、まさにこれから2カ月、3カ月後に向けてしっかりとやっていただきたいと思いますということで、藤代農林水産部長に見解をいただければと思います。

○藤代農林水産部長 米のこれからの対応というお話ですけれども、現時点で、前年に比べれば1割ほど高い状態で米価格が推移しております。例年ですと、これから秋口にかけて若干今の米価格が少し下がりぎみになって、新米が出てぼんと上がるというような価格変動になってくるわけですが、今の状況を見ますと、外食産業なども非常に動きが活発化してきたところで値段が横ばい、あるいは先ほど在庫の話もありましたけれども、在庫が動いてきている状況もあります。令和2年あたりが1万4,000円台で推移していましたので、そういった形で秋口が始まってくれないかと行政としても非常に期待しているところです。また米は、これからコストがかかる部分が少なくなるものですから、行政で何か支援といいますか、一緒に考えながらという対応の部分が難しいところですが、田植以降、さまざまな技術などを紹介させていただきながらコスト削減に取り組んできましたので、あとは後半にかけましては流通対策で、新米をしっかりと生産者団体と一緒にアピールしながら、価格転嫁の部分についても、流通業者、流通団体ともしっかりと議論しながら、需要拡大、販売対策も行政の方でしっかり応援していきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員 私からは3点あります。まず一つ目として輸出の支援について質問をさせていただきます。いろいろと農産物の輸出支援をしていることは、これまでの答弁の中でもわかりました。

私の住んでいる地域で、系統外で酒米を作っていたらっしゃる方々が、それぞれの組織で輸出しようとしたところ、輸出の相談窓口がなかったというお話を聞きました。工業技術センターや、産業振興センターに工業製品の輸出の相談窓口があるのでそちらにも行かれたようなのですが、農産物は該当しないと言われて、結局、民間の商社を使って輸出をしたそうですが、小さな農家の方々が頑張って独自で販路を拡大したにもかかわらず、手元に残るものがほとんどないような、輸出のメリットが全然見えなかったそうです。輸出をやってみて手続などはそこまで難しくはないのだけれども、やはり詳しい方のお話を聞いたほうが確実だということで農産物の相談窓口があってもいいのではないかという御意見をお聞きしました。私もそのとおりだと思いますので、現状と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○似内流通課総括課長 個々の農家に対する輸出支援の相談を含めた現状と今後の対応ということでお話しさせていただきます。

ハクセル美穂子委員からお話がありました農林水産物の輸出に当たっては、まず輸出の手続が煩雑である、あるいは海外での販路拡大が難しいということで、海外の市場動向あるいは輸入規制、ニーズなどの基礎知識、あるいはノウハウを取得することが必要だと考えております。

相談窓口については、国の機関ですけれどもジェトロ岩手が工業製品、農産物含めて相

談窓口設置しております、輸出に係る支援として、相談対応あるいはセミナーの開催などを実施しております。

また、いわて農林水産物国際流通促進協議会におきましても海外市場を見据えた輸出体制の整備や、施設整備を支援しているところです。

今後の対応につきましては、市町村あるいは県の出先機関等と連携しながら、例えば生産者が参加する研修会等の場も活用しながら輸出に取り組む意向のある生産者のニーズを把握させていただき、輸出支援、相談に適切に対応していきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 答弁を聞いていて、個別にいろいろな窓口があって、生産者の方々が個々に調べた上で、そういったところに問合せをする体制なのだと思います。そのとおり、生産者の方が調べればいいのですけれども、生産者の方々は個別の方は煩雑な農作業の中で調べる時間も労力も、なかなか大変なわけですね。やはり輸出支援をする、輸出に取り組んでいくという目標を掲げるのであれば、そういった方々のニーズもぜひ把握させていただいて、これからやっていただきたいと思います。

今回私がお話を受けた方々は、非農家から農家になって、新しい感覚で農業をされている方々だったのです。私より少し上のぐらいの方々ですけれども、民間の会社で働いていた方々で、感覚が今までの農業者の方ともまた違って、やってみようということにしっかりやろうとする方々でしたし、そういう方がふえている印象もあったのです。系統などにも縛られない新しい取り組みから新しい芽というのは出てくるのではないかと私は思っています。酒米の話聞いたときにもうそういう時代になってきたのだとびっくりしましたけれども、ハワイに酒蔵があるそうです。たしか花巻市かどこかでALTをしていた方も、アメリカかどこかで酒蔵をつくったりしている。そういった方にしてみれば、やはり日本のお米の品質というのは全然違いますので、アメリカ国内でできたお米よりもニーズがあるのだと思います。そういうチャンスもあると思います。もちろん今やっている方々の取り組みも支援するのだけれども、ぜひアンテナを高くさせていただいて、そういった方々の声も聞きつつ、自分たちの経験にさせていただいて、販路拡大をしていただきたいと思っています。

畜産系でも輸出は結構進んでいるのですが、お話聞くと、農家の方にとってのメリットはあまりない形だと思っています。東京に出そうが、輸出に回そうが、大体牛の価格自体はそこまで変わらないから、どっちに出してもあまり変わらないよという話も聞いています。他国の状況を聞くと、ニュージーランドはもう農産物の輸出で国を支えるぐらいの勢いで、農家に対してメリットがあるようにやっている国もあります。そのとおりになる必要もないけれども、そこに近づくぐらいの感覚で、これからは輸出も考えていかなければいけないと思います。その点についてはさらに研さんを積んでいただきたいと思っています。

二つ目です。粗飼料の流通支援についてお聞きしたいと思います。先ほどの作物の生育状況の御報告の最後のほうにありましたけれども、内陸中北部で牧草が平年よりやや少ないということについて、農家の間でも少しくまういかなかったという声も確かに聞いてい

ます。県内は広いので、うまくいかなかったところとうまくいっているところといろいろあるから、そこを補完するような牧草などの飼料作物の流通のような仕組みがあってもいいのではないかというお話を聞きまして、確かにと思いました。今は口コミでどここの人がいくら余っているというものを買うのが主流だけれども、そういったものを全県の中でマッチングするような仕組みも今後考えていってもいいのではないかと思います。その点についてどのように考えて取り組んでいращやるのかお聞きしたいと思います。

○村上畜産課総括課長 粗飼料の広域流通についてですけれども、県内では耕種農家が生産する稲ホールクロップサイレージを農協が買いとって畜産農家に販売するという取り組みの他、県内の公共牧場が生産した牧草を地域の畜産農家へ販売する取り組みがあります。

県では、昨年度から輸入粗飼料、輸入の乾牧草の価格高騰があったことを踏まえまして、県内で生産された余剰粗飼料の有効活用に向けて、融通可能な粗飼料の供給者リストを作成して、振興局等が粗飼料を必要とする畜産農家へ情報提供する取り組みをしております。

昨年度はリストに記載された粗飼料が250ロールぐらいありましたけれども、全て和牛繁殖農家に供給されたっており、仕組みがしっかりと回っている状況です。

また、粗飼料を広域流通する際に輸送費を補助する国の事業がことしからつくられ、農協などの団体や飼料販売業者などが使える形で、農協や市町村を通じて周知しまして、事業の活用を誘導しております。

○ハクセル美穂子委員 ありがとうございます。広域流通もどんどん進んできています。県内はたくさん牧草地がありますし、公共牧場もあって、頭数維持も頑張っていращやるけれども、実は公共牧場で草が余っていたり、牧草地も耕作放棄地ようになってきたという話を聞きます。ソバをやってみたり、いろいろなものをやったりということもありますが、若手の中では牧草用の機械を買っていて、牧草をきちんと作って売りたい方がコントラクターという形でいращやるし、自分がつくりたい草をつかって売ることができるよう、それを農業経営の一助にできるような仕組みもしっかりやっていくべきだと思っていました。今、農産物もポケマルや、食べチョコなど、直接やり取りするようなアプリができて、そういったものを使いながら消費者の方に直接売るといった市場もかなり拡大してきています。飼料の輸送補助もあるのであれば、マッチングシステムというのですか、そういうふうにしながらか飼料を安定したものを安定した価格で確保できるような体制と、売れる体制をつくっていくことで、農業者の方々の生産の基盤を支えるということができるのではないかと考えていました。今すぐどうだということではないのですが、ぜひ関係機関とさらにお話を重ねながら、仕組みについて検討を進めていっていただきたいと思っています。

農協などで、今後そういったものをやりそうな傾向はあるのでしょうか。最後にそこを聞きたいと思います。

○村上畜産課総括課長 粗飼料の生産調整に関しては、刈取り時期や、水分の関係など、品質にばらつきがあることと、代金決済のやり方もいろいろ状況が変わってきておしまし

て、価格面についてもまちまちだというところがあります。マッチング活動は取り組んでいくのですけれども、最終的に契約となると、状況を見なければいけない農家もいらっしゃいます。逆に農協などの飼料会社でアプリができるような形であれば、先ほど申しあげましたとおり、県でリスト化した情報などを共有できるものは共有しながら、一緒になって支援できればと思っています。今後いろいろと状況を見ながら考えていきたいと思えます。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。これからのことだと思いますが、都市部近郊の酪農の方は、輸入のものだけを買っていてとても大変だという話も聞くので、そういった方々に岩手県の草が供給できると、草自体も商品価値が上がってきて、そういった牧草地の価値も上がっていくと思えますので、ぜひいろいろと工夫しながら取り組んでいただければと思います。

最後に、畑地化促進事業について1点お聞きしたいと思えます。水田の畑地化事業が行われていますが、地元の担当の方から、なかなか大変な事務作業スキームで、2週間ぐらいで全ての写真を撮ったりして県に報告しなければならぬので、非常に煩雑な中でやっているということでした。事務担当者だけの大変さではなくて、農家もすごく大変だということで、それを取りまとめて国に上げている県からも、この事業スキームについてももう少し現場の状況を踏まえた形でやっていただけないかということをご訴えていただきたいと思っております。

畑地促進事業について県内の状況など、それから今の段階での困難さなどあれば教えていただきたいと思えます。

○吉田水田農業課長 畑地化促進事業についてですけれども、国から事業採択が当初4月中旬以降と予定されておりましたけれども、国が要件確認に時間を要したため6月中旬となったところです。これにより、国では申請手続きに係る期限を1カ月は延長したものの、先ほどハクセル美穂子委員の御発言のとおり、交付対象水田であること、畑地化することについて地域の関係機関との合意が得られていることなどさまざまな要件を確認する必要があるということで、採択件数など面積が多い地域農業再生協議会では事務に時間を要していると承知しております。

○ハクセル美穂子委員 そもそも国が2カ月もおくれたのがきっかけだと思うのです。それぐらい国も時間がかかっているのであれば、現場の確認だって1カ月延ばしたからといって、すぐにできることではないですし、期間が短いことによってきちんと確認できないから、採択の手を下げようかという話もあつたりしますので、本当にやりたいと思ったり、畑地化して高収益なものを作付していくのだという意思のある方々の意欲をそぐような制度では私はよくないと思っております。その点については国に対してきちんと現場の農業者の方々の意欲をそぐような形でないもので制度を設計してほしいということをご県からも言っていただきたいと思えます。

県もすごく大変なのですよ。1カ月おくれたということなのですけれども、最後は6月のい

つごろまでに報告しなければならぬことになっているのでしょうか。

○吉田水田農業課長 先ほど1カ月延長とお話ししましたが、当初6月末だったものを7月末ということで、7月に入りましたけれども、そのような状況になっております。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。県の皆さんも大変だと思いますけれども、ぜひ現場の声を、言いにくいことがあっても国にもしっかり伝えて、農業者の方々にとってきちんとメリットのある制度で、進めていただければと思います。そのことをお願いして終わりたいと思います。

○高田一郎委員 私は3点通告しておりました。一つは、果樹の凍霜害対策について質問いたします。

4月の下旬から5月の中旬にかけて、県内全域で霜による被害が発生しました。6月27日の地元新聞では、県の調査によると園地面積の2割の被害だということでした。私はかなり現地を見て回りましたが、そんなものではない、もっと被害が大きいという感じがしました。

そこで、改めて今回の果樹の凍霜害の実態についてどのように把握されているのか、お伺いいたします。

○中村農産園芸課総括課長 果樹の凍霜害の実態についてですが、県内では4月下旬から5月中旬に最低気温が氷点下となったことなどにより、リンゴやブドウなどの果樹について、19市町村において結実不良や果実の表面にさびと言われる障害が発生するなどの被害がありました。その面積は、6月22日現在で607ヘクタールとなっております。県内の栽培面積の2割程度が被害を受けている状況です。そのうちリンゴの被害面積は523ヘクタールと被害面積の9割を占めておりまして、被害面積が多い市町村につきましては盛岡市が215ヘクタール、花巻市が62ヘクタール、二戸市、紫波町でそれぞれ48ヘクタールとなっております。

また、ブドウの被害におきましても67ヘクタールとなっております、その大半が紫波町となっている状況です。

○高田一郎委員 県の調査による被害の現状を説明していただきましたけれども、私も地元の梨農家を訪問しましたら8割の被害で、それもおととしに続いて、連続して被害を受けて、ことし40歳になる息子さんが仕事をやめて就農したばかりで、愕然としております。そして、農業関係者、果樹農家の関係者も、2割から3割といっても、実際は品質低下の影響も受けるので、この収量減収はもう相当のものだと思うという話をされました。

そういう中で、やはり県としてもしっかりとこの凍霜害に対する対策をとっていかねばならないと思います。被害を受けますと、病害虫対策など凍傷枝の管理など、通常よりも仕事やコストがふえて、生産量は減少します。少なくとも令和3年度に行ったようなかかり増し経費に対する支援、これは絶対取り組んでいただきたいと思っておりますし、やはり農家の皆さんは何よりもおととしに続く被害ですから、減収補填も多くの被災農家は求めています。県としての具体的な対策について、現在検討中の対応がありましたら示して

いただきたいと思います。

○中村農産園芸課総括課長 かかり増し経費への支援についてですが、県では気象災害により複数の市町村における農作物の被害額が合計で1億円以上の場合、県単独事業の農作物災害復旧対策事業を発動し、緊急の病虫害防除対策や生育回復に対する経費の助成を行うことにしております。

直近では、先ほど高田一郎委員からお話があった令和3年度に発生が懸念される病虫害の緊急薬剤散布について、これに要した薬剤の購入費への支援、品質低下防止のための資材の購入の支援、そして次年度の人工授粉用の花粉の購入費の支援を実施したところです。

今後、調査結果により事業の実施要件に合致した場合には、速やかに事業を発動できるよう、令和3年度に実施した対策を参考にして必要な検討を進めているところです。

○金野団体指導課総括課長 ただいま高田一郎委員から減収への支援のお話がありましたので、その扱いにつきまして県の取り組み等を御案内させていただきたいと思います。

今回の果樹の減収に対する支援策といたしましては、果樹共済におきましてリンゴなどブドウ、こういったものを対象としているほか、また対象品目を問わず農業収入が減少した際に補償する農業経営収入保険、こういったものの制度が準備されております。

農業につきましては、自然災害による被害という部分についてはどうしてもそこは切っても切れない部分ですので、生産者の方々におきましては前もってこういったリスクについて御対応いただくということが肝要と考えております。

このため、果樹共済や収入保険を実施している県の農業共済組合におきまして、果樹共済を含めた収穫共済や、農業経営収入保険への加入促進に取り組んでいるところです。県しましても研修や広報の場を通じまして、組合の取り組みを支援しているところです。

こうしたことから、引き続き県の農業共済組合とも連携いたしまして、農業者の方々が個々の経営状況に応じた必要な農業保険を選択いただきまして、災害が発生しても一定の収入が保障され、安定した経営が維持できるよう制度の普及啓発に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 ありがとうございます。かかり増し経費については、令和3年度に行った対策を参考に、基準をクリアしたら速やかに発動できるように検討しているということですので、ぜひ実態を早く把握して速やかな対応をしていただきたいと思います。

減収補填対策については果樹共済、収入保険ということでしたけれども、今回の被害というのはおととしに次いでまた大きな被害を受けて、さらに物価高騰の中で大変な意欲がそがれるというか、そういう状況の下での対応だと思います。果樹共済、収入保険についても再生産を保障するものではないし、収入保険は過去3年間平均となると、おととしも被害を受けていますから、そんなに多くの収入保険が確保できないのではないかという心配があります。

実は岩手県はリンゴの生産量は全国3位であり、岩手県の果樹振興計画の中でも生産量

をふやす目標を掲げています。そういったことから、かかり増し経費だけの支援ではなくて、生産量をふやす目標を掲げているこの計画にふさわしい支援が必要になつてくるのではないかと思います。例えば今後の改植に向けたさらなる支援やリンゴは今規模拡大している農家もふえています。ロボット草刈り機を導入したいという農家もふえていますけれども、そういった方々に対する財政支援など、これまでになく対策というものが私は必要なのではないかと思います。おとしに続く被害、そして物価高騰という、こういった新たな状況を踏まえて、さらなる支援の強化が必要だと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○中村農産園芸課総括課長 ただいま果樹の改植のお話がありました。果樹の改植につきましては、果樹の経営支援対策を活用した計画的な改植を進めております。平成19年度から令和3年までの15カか年におきまして307ヘクタール、令和4年度につきましては18ヘクタールのリンゴの改植を計画しておきまして、令和5年におきましても先ほどお話がありました果樹産地構想改革計画に基づきながら、改植を支援していきたいと考えております。この事業につきましては国庫事業による補助ですので、それらを各産地に周知しながら、積極的な活用を進めていきたいと考えております。

○照井農政担当技監 今回の霜の被害につきましては、園地によってはおとしより被害が大きいくところもあると分析しております。園地の立地条件あるいは生育性質、あるいは対策の講じ方によっても、被害の状況が違っておりまして、普及センターで原因を分析したり、事例収集しながら、ことしの対策を検証し、今後の対策強化につなげることが大事だと思っております。事例等をまとめながら年内にマニュアルのようなものを整備して、霜被害に遭わないような取り組みを、技術的対策を含めて検討していきたいと思っております。

また、ハード面につきましても、スプリンクラーなど資金がかかりますが、国庫事業を活用した支援策なども組み込みながら、霜に遭ってからどうしようかではなく、できるだけ霜の被害に遭わないような予防的な対策を組みながら、できるだけ霜被害の対策強化に努めてまいりたいと思っております。

○高田一郎委員 ことしの霜被害による大幅な減収はもう避けられないと思うのです。今後の技術対策も大事ですけれども、来年に向けて、来年も頑張ろうという、そういう意欲が出るような県の支援をお願いしたいと思います。

今お話があったように、ことしの霜被害の検証を行って対策をとることは非常に大事だと思います。これまで平成10年以降1億円を超える霜被害というのは、平成10年、平成13年、平成20年、令和3年、そしてことしです。今回、リンゴの開花時期が通常よりも2週間も早かったことを考えますと、地球温暖化の関係もあって、霜被害は繰り返されるのではないかと思います。予防対策は非常に大事だと思います。リスクが高まる霜被害について、今後検証して対策をとるといえるのですけれども、現時点でどのようなお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○長谷川農業革新支援課長 今、高田一郎委員から御指摘がありました、今後の凍霜害の対応につきまして、近年春先に気温が高く推移したことで生育が早まって、低温に弱い開花期に霜に当たってしまう傾向にあると認識しております。

ことしも、果樹の生育が早まったということで、普及センターやJAなどによる連絡会議を開催し、燃焼法等の被害防止対策ですとか、被害発生後の人工授粉等の対策などの指導を徹底することと、あわせてマスコミ等を通じて注意喚起を図ってきております。

先ほど照井農政担当技監からも発言がありましたが、ことしの被害の発生の特徴として園地の立地条件ですとか、園地の生育ステージ、実際の対応策の実施状況によっても被害の程度が異なっておりますので、ことしの凍霜害対策の効果を検証しまして、凍霜害防止対策マニュアルなどを整備することにしております。

あわせて、先ほど改植事業の話もありましたが、スプリンクラーですとか、防霜ファンの整備などを通じまして、恒久的な防霜対策の導入につきましても誘導していくことしております。

こうした取り組みによって今後の気候変動に対応した凍霜害対策を強化することで、果樹経営の安定化が図られるように努めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 ことしの被害は場所によって相当な違いがあったということ、私も現地を見て実感しております。新聞報道ですけれど最近農業・食品産業技術総合研究機構が、5メートル四方単位で特定の地域の最低気温を推計する手法を開発したと報じられております。こういったものがもし実用化になると、事前に霜対策に有効な液肥肥料を散布したり、防霜ファンを使用するなどでかなり被害を軽減できる、そういう展望が出てきたのではないかと思うのです。防霜ファンについては国庫補助事業と言いましたけれども、なかなか高額で導入が進んでいないのが実態です。福島県では、独自に防霜ファンの導入助成措置を新年度で対応したという報道もあります。そういった全国の経験に学べば凍霜被害を未然に防止できると思うのです。災害だからしょうがないというのではなくて、未然に防止できるのだという構えでしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、畜産対策についてお伺いいたします。特に酪農は厳しい状況にありますけれども、JA全農いわて県南家畜市場などを見ますと、最近子牛価格が大変下落しております。6月51万5,000円という、中には30万円台もあると、大変深刻な経営状況だと思います。この点をどのように受けとめているのでしょうか。最近、私の周りでも繁殖農家が次々にやめていくという現象があります。離農状況をどのように把握されているのかお伺いします。

○村上畜産課総括課長 和牛繁殖農家の実態についてですけれども、国の農業物価統計調査によりますと、令和5年5月の飼料価格については前年同月に比べて約1割上昇して、肥料価格は前年同月に比べて約4割上昇するなど、資材価格の高騰により生産コストが大幅に増加しているのに加えまして、県内の令和5年の6月の和牛子牛価格は前年に比べて約2割低下している状況がありまして、大変厳しい経営環境にあるということは認識して

おります。

あとは、本県の和牛の繁殖農家の戸数につきましては、令和4年2月現在で3,390戸でして、前年に比べて190戸減少しております。

○高田一郎委員 厳しい経営状況だと思います。県としてのどのような対応が求められているのでしょうか。子牛価格のセーフティネットでは、国の対策として肉用牛生産者補給金制度や、和牛生産者臨時経営支援事業、こういったものがありますけれども、実際は発動されていないというか、活用されていない現状があります。セーフティネットが発動されていないのは制度にも課題があるのではないかと思います。制度の改善や見直しも含め、県としての支援策について伺います。

○村上畜産課総括課長 和牛繁殖農家の経営については、子牛価格の状況によって左右されますけれども、高田一郎委員おっしゃったとおり、国のセーフティネットにつきましては補給金制度がありまして、これは補助基準価格が55万6,000円になっています。ですから、全国の和牛の子牛価格の平均がこの補助基準価格55万6,000円を下回らないと発動しない制度になっています。国は今般、これ以外のものでも肉用牛子牛のブロック別で、東北ブロックの平均価格、四半期ごとの平均価格が60万円を下回った場合に、その差額の4分の3を補助する事業を創設しております。これについては、令和5年1月から創設されている事業でございます。令和5年1月から3月までは60万円を下回らなかったということですが、この4月、6月の子牛価格からすると60万円を下回っている状況が続いておりますので、東北ブロックの中で60万円を下回るかどうかについて結果を見ながら検討することになります。

また、県としましては、そういうセーフティネットに加えまして、子牛価格、子牛の生産性の向上が必要になっていきますので、分娩間隔の短縮や、子牛の発育向上をしっかりと指導しながら、和牛繁殖農家の経営をしっかりと支えていきたいと思っております。

○高田一郎委員 これだけ資材等々が高騰して経営が厳しい状況でさまざまなセーフティネットが機能していないのであれば仕組みを改善していくように国に求めていく必要があると思いますので、ぜひそういう方向で対応していただきたいと思っております。

最後に質問通告していた、今政府が検討している食料・農業・農村基本法の見直し作業について伺いたしたいと思います。政府は、農業の憲法と言われるこの基本法の見直し、検証作業を国レベルで行い、その中間取りまとめを明らかにしています。これに対して県はどう評価をしているのか、この点について伺いたしたいと思います。

なぜ質問するかというと、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻、47年ぶりとも言われている物価高騰を経験して、いかに農業を守ることが大事なのか、いかに輸入に頼らないで国内で農作物を生産することが大切なのかを、多くの消費者も含めてみんなが学んだと思うのです。ですから、この見直し作業を農業政策を転換させる転機にしていかなければならないと思うのです。農業をどう守るか地方自治体が声を上げていくことが非常に大事だと思います。来年の通常国会に法案が出ると思いますが、この中

間取りまとめをどう評価し、国に対して何を提案、主張していくのかその点について考え方を示したいと思っています。

○佐々木農業振興課総括課長 中間取りまとめの受けとめの関係ですけれども、本年5月に農林水産省から公表されました中間取りまとめにおきましては、国際的な食料需要の増加あるいは食料生産供給の不安定化など、基本法制定後20年間における情勢の変化、それから今高田一郎委員のお話にありましておりの状況等を踏まえた中で、平時における食料安全保障、こういった今後20年を見据えた課題を踏まえまして、国民一人一人の食料安全保障の確立あるいは環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業の転換など、基本理念を掲げているところですが、こういうものの見直しの方向性を示したものと受けとめております。

現時点での評価というのはなかなか難しいところですが、現在、中間取りまとめを基に食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見募集が行われておりますし、地方での意見交換会が7月から8月にかけて全国11ブロックで行われる予定だと承知しております。県としましてはこうした基本法の見直しに向けた動き、あるいは議論を注視してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 農業の憲法と言われるこの基本法は、5年に1度見直しをして自給率の目標も法律の中に書き込まれるのですが、毎回毎回自給率の目標を決めても全然達成していません。それどころか50%から45%、そして42%など、目標がどんどん下がって、今の自給率は38%、4割を切っているという先進国でこんな国はないと思います。県も毎年政府要望をしていますけれども、私は、検証するというのであれば、なぜここまで下がったのかを検証して、どうすれば自給率が上がるのかという具体的な提案を国に対してしていくべきだと思います。

私は、自給率が下がったのは輸入自由化政策が原因だと思います。義務でもない農産物をどんどん輸入し、農家には生産調整を求めているわけでしょう。酪農なんかそうです。かつてあった価格保障政策をなくして市場原理に委ねた。ここが自給率が下がった大きな要因だと思います。ですから、輸入自由化政策を見直して、農業政策全体を価格保障に特化した農業政策に転換していくべきだと思います。

今防衛予算だけが倍増して、食料の安全保障と言いながら農業予算はどんどん削減していく、こういう流れも変えていかなければならないと思います。そのことも含めてしっかりと対応してほしいと思いますが、最後に藤代農林水産部長にお伺いして終わりたいと思います。

○藤代農林水産部長 食料・農業・農村基本法の中間取りまとめについての御質問ですが、従来この基本法については緊急時ということと、食料の安全保障ということで、輸入と国内生産を適切に組み合わせて国民に食料を供給するという基本的なスタンスの下で動いていたものが、今回緊急時から平時に変わったことと、さらに国内生産の増大を基本に海外依存度の低減に向けて構造転換を図ることが中間取りまとめの中で盛り込まれた

ものと承知しております。

本県とすれば、食料供給基地という形でしっかり生産に取り組んでいこう、食料自給率についても国内で見ると 100%を超える六つの県の中の一つであるという形で、国内生産の増大にしっかり寄与すべきだと考えておりました、国に対しては先月、6月に行った政府予算要望の中でも食料安全保障の強化の項目の中で、国民に対する食料の安定供給に向けて、国内生産の増大なり農業振興対策を強化しろという要望をさせていただいているところですし、これからも引き続きそういった要望をしていきたいと考えております。

○川村伸浩委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

当農林水産委員会は本日が今任期最後の委員会となりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

当農林水産業委員会は去る令和3年10月に発足し、以来委員各位におかれましては、2年間にわたり本県農林水産業の振興のため終始熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

当職といたしましては、これら委員会における議案等の審査、所管事項の調査等を通じまして、二元代表制の一翼を担う議会の役割を果たすとともに、県勢の発展にいささかなりとも貢献することができたと考えているところです。

また、委員会の運営に当たりましては、千葉盛副委員長を初め委員各位及び執行部各位の御協力、御支援によりまして、委員長の職責を無事果たすことができましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

終わりに、本任期をもって御勇退されるやに伺っております伊藤勢至委員、工藤勝子委員、米内紘正委員におかれましては、県議会議員として県政発展に多大なる御尽力をなされまして、その御労苦に深甚なる敬意と謝意を表するものです。

また、来たるべき選挙に立候補されます各位には、見事当選の栄を得られ、再び県議会議員として、さらなる県勢発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げ、御挨拶いたします。誠にありがとうございました。(拍手)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。